Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 60 2008年09月22日

台湾知財だより(3)

台湾における税関での模倣品の取締り及びモニタリングシステムについて

台湾政府は、知的財産権の保護は国家の印象を決定付ける重要な国家政策であると考えており、輸出入品の税関における取締りのため、船荷、空輸貨物、小包そして乗客の荷物による輸出入品が特許権、商標権そして著作権を侵害する場合は、当該商品の最高3倍までの価格と同等の罰金及び没収を規定している。

税関でのモニタリングを求める商標権者・著作権者は、登録商標・登録著作権と保全対象商品を申請書(「検挙／提示進出口侵害商標権及び著作権物品申請書」添付の申請フォームをご参照下さい。)に記載してモニタリングを求めることができます。当該申請は電子申請書と共に登録証の写し、委任状そして保全対象商品についてのカタログ、写真又は電子ファイルを同封して税関に提出する。

税関が当該システムの申請を受付けると、当該申請の受理の可否を通知します。当該申請が受理された場合、申請を受けていない商品よりも特別な注意を払ってランダムな検査を実施し、侵害品と思われる製品が発見されると、主体的に審査を行い、侵害品を差押えて、その旨を申請人又は代理人に通知する。

通知を受けた申請人が侵害品であることを一定の期間内に確認し(原則として、空輸による輸出の場合:4時間内、空輸による輸入及び船便による輸出入の場合:1ワーキングデイ内)、鑑定書を提出して(原則として、通知受領日から3ワーキングデイ内、但し正当な理由を付せば一回のみ延長可能)、当該事案は起訴のため地方裁判所の検察署に移送される。

Inserted Text is here.

検察法廷で侵害品の有罪が証明されると、たとえ権利者が起訴しなくても、公訴罪として当該侵害品は没収、破棄される。当該システムの有効期間は1年で、毎年更新可能です。

以上

＜モニタリングシステムの概要＞

管　　轄：財政部関税局

対　　象：輸出入品

過　　程：ランダムな検査の実施、主体的な審査、侵害品の差押え、申請人への通知。

期　　間：1年（更新可能）

公　　費：無し

必要書類：①登録証写し

必要書類：②委任状

必要書類：③商品のカタログ、写真又は電子ファイル

（文彬国際専利商標事務所　島　直史）